

中小企業のM&Aと税務

税理士法人アフエックス
 (商工研相談業務委嘱先)
 税理士・公認会計士
金子尚貴

Q 私が社長となり二十年が経ちました。そろそろ事業承継を考

えなくてはと思っています。どのような方法があるのでしょうか。

A 1. 承継方法
 事業を承継する方法として大きく区分

すると、親族内承継・社内承継・第三者承継に分けられます。

近年では、子どもがいない、子どもに事業を継ぐ意思がないなど後継者が見つからないケースも多く、その場合には第三者承継(以下、M&A)が検討されることとなります。

2. M&Aの手法

M&Aの手法には合併や分割、買取等があり、買取の方法としては株式譲渡や事業譲渡などがあります。なかでも中小企業において多く利用されている手法は、株式譲渡と事業譲渡、会社

分割の三つです。

合併があまり利用されない理由には、文化の異なる企業同士が一つになることに抵抗があることや、税制上の適格要件を満たすことが難しい点が挙げられます。そこで、ここでは先の三つの手法に絞って解説していきます。

3. 実施形態

(1) 株式譲渡

自社の株主が他社に株式を譲渡する取引であり、株主が個別に相手方と譲渡契約を締結するものです。自社の事業には影響を及ぼさないため、従業員の承継も支障がありません。

ただし、株式の譲渡は基本的に全株主の賛成が必要になりますので、反対株主の説得や、すでに死亡している株主がいなかどうかなど、事前に把握しておくことが重要です。

(2) 事業譲渡

企業の事業自体を譲渡する方法で、企業同士で譲渡契約を締結します。

一部の事業もしくは全部の事業を相手企業に譲渡します。売り手にとっては譲渡したい事業を選択でき、買い手にとっても取得企業のリスクや興味のない事業を買い取る必要がありません。

ただし、株主総会の特別決議が必要となり、株主の三分の二以上の賛成を得る必要があります。また、従業員の入退社手続きが必要になります。

(3) 会社分割

事業譲渡と同様に、事業の一部を移転させる方法です。事業の一部または全部を分社化し、新会社を設立したうえで譲渡することになるため、事業譲渡よりも煩雑さを伴います。一方で、従業員の入退社の手続きを要さず、一定の要件を満たせば譲渡企業の有する契約や許

認可を引き継ぐことができます。事業譲渡との違いは、分割対象事業に係る権利義務の包括的な承継が可能である点です。譲受企業は、取得対価として金銭のほか、譲受企業の株式を交付することもできます。

4. 税務上の取り扱い

(1) 株式譲渡

税金面では、株式譲渡益に対して所得税・住民税を合わせて二〇・三一五%の税率で課されるだけなので、事業譲渡や会社分割に係る法人税と比べて低くなる人が多いです。

譲受企業の紹介会社への手数料やデューデリジェンス(以下、DD)報酬などは法人の損金とはなりません。株式取得のための取得費となり、株式の取得価額に加算することになりますので、注意が必要です。

なおDD報酬は、取締役会等において株式取得の意思決定後

に行われたものについてののみ必要経費になり、意思決定前の対価については取得費にも含めることができせん。また、株式譲渡に対する税金を少なくするために、譲渡側の株主が自身自身に退職金を支給し節税を図る手法が散見されますが、場合によっては納税額が増加するケースがあります。

例えば、法人税法による損算入限度額まで支給する場合でも、退職金額が大きい場合は納税が発生します。退職所得は累進課税ですので、退職所得控除額を控除した残額の二分の一相当額が大きければ税率が高くなります。株式譲渡のみに対する税額よりも金額が大きくなることもありますので、株式評価に与える影響も踏まえてください。不動産の移転は生じないので、登録免許税、不動産取得税の課税はありません。

(2)事業譲渡

企業間での契約となるため、法人税の課税対象となります。

具体的には、譲渡対価と譲渡する資産、負債の差額である純

資産との差額に対して法人税（実効税率約三〇％）が課されます。いわゆる「のれん」については、その差額に含まれるものであるので課税対象となりません。譲受企業は、これを無形固定資産として計上した後、税務上は五年間で償却していくこととなります。負債の譲渡については、債権者の同意が必要なので、譲渡対象としない方が煩雑さは軽減します。

一方、事業譲渡は消費税の課税取引に該当しますので、土地などを除く譲渡資産に対して消費税が課されます。ですので、納税義務判定や簡易課税制度の適用判定に影響を及ぼします。本則課税を適用している企業では、土地の譲渡金額が高額な場合は課税売上割合が下がり、課税仕入れ等の税額が減少します。事業譲渡は、法人税課税後の譲渡資金が企業内に留保されません。そのため、オーナーに資金を移動させるに当たり、退職金の支給や配当など、方法によりますが、その際にも所得税の課税を受けることとなります。オーナーは株式を保有したままの

状態となりますので、譲渡のタイミングや株式の評価方法、そして将来の相続税の課税まで含めたタックスプランニングが必要で、相続税については、類似業種批准方式を採用できる場合には財産評価を抑えられることが多いです。不動産の取り扱いについては、所有権の移転が発生しますので、譲受企業は不動産取得税、登録免許税の負担を考慮する必要があります。

(3)会社分割

法人税法上、分割は分割型分割と分社型分割に区分されます。ここでは、平成二十九年年度税制改正において要件が緩和された分割型分割について解説します。

分割型分割とは、分割法人（分割をする法人）が分割承継法人（分割を受ける法人）から受け取った対価を分割法人の株主に配当する場合の分割をいいます。

当改正では、分割法人株主と分割法人の関係継続要件が不要となりました。そのため、分割法人の株主が分割後に分割法人

株式を譲渡する予定であっても、適格要件を満たすことで分割時の評価は簿価（含み益あり）によることになり、分割による課税は発生しません。事業を別会社に分けるため、元々の分割法人株式を譲渡する際には株式評価額を下げるができます。

また株式の譲受法人は分割法人に繰越欠損金がある場合は損金参入できます。このスキームで注意すべき点は、譲渡予定の事業を残し、譲渡予定のない事業を分割承継法人に移転させることです。

また、以前は分割時に分割法人株主に対してみなし配当課税（最高税率約五五％）がされていましたが、当改正によりみなし配当課税はされないこととなりました。

会社分割は事業譲渡に比べると納税額を少なくできますが、数ある適格要件を満たすことが必要になります。また、会社分割により包括的に承継する場合には、消費税は課税されません。

*

想定外のケースも起こり得るので、専門家に相談しましょう。